

平成25年度第2回子ども・子育て会議

日時：平成26年2月17日（月）

14:00～15:30

場所：岩手県水産会館5階 大会議室

## 1 開 会

○宮野少子化担当課長 それでは、定刻になりましたので、ちょっと後れている委員さんもいらっしゃるようですけれども、始めさせていただきたいと思います。

それでは、ただいまから平成25年度第2回岩手県子ども・子育て会議を開会いたします。

私は、児童家庭課の少子化担当課長の宮野と申しますけれども、本日は全体の進行をすることで務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、本日のご出席いただいている委員の皆様につきましては、委員総数26名のうち、出席いただいている方は代理の方を除きまして17名ということで過半数に達しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。なお、本日の会議は、前回同様公開ということになっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

## 2 あいさつ

○宮野少子化担当課長 それでは、開会に当たりまして、浅沼副部長からご挨拶を申し上げます。

○浅沼保健福祉部副部長 保健福祉部副部長の浅沼でございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

皆様にはお忙しい中、本日の会議にご出席いただきましてまことにありがとうございます。また、日ごろ本県の子ども・子育て支援の推進につきまして格別なるご理解、ご協力をいただき、感謝を申し上げます。

県子ども・子育て会議につきましては、今回で2回目となります。市町村では、現在保育を初めとする各事業の必要量の見込みを算出するための作業が始まっており、年度内をめぐりに必要量の見込みを把握する予定となっております。また、国においては新しい制度の各種基準等が議論されておりますが、これら基準等も年度内に取りまとめられまして、各自治体に示される予定となっているところでございます。

こうした市町村、国の動きと連動、連携しながら、県におきましても子ども・子

育て支援事業支援計画の策定や幼保連携型認定こども園の認可基準の条例化に向けまして、今後議論を深めていくこととしてございます。これらの検討に当たり、各サービスの需給計画や幼保連携型認定こども園の認可基準など専門的な事項については掘り下げた議論を行うため、部会の設置が必要であると考えているところでございます。

一方、県の子ども・子育て支援に関する総合的な計画である「いわて子どもプラン」につきましては、来年度が最終年度となっており、新制度が始まります平成27年4月からは「県子ども・子育て支援事業支援計画」を含む新たな「いわて子どもプラン」として、必要な施策を展開していくこととなってございます。

本日は部会の設置についてご審議いただくとともに、今年度の子ども・子育て支援施策の取り組み状況についてご意見を伺い、来年度策定のプランに反映させていきたいと考えてございますので、委員の皆様にはどうか忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

○宮野少子化担当課長 それでは、議題に入ります前に、本日の出席者でございますけれども、お手元に配付しております2枚目でございますが、名簿をもちまして省略させていただきます。

なお、本日は子どもプランの平成24年度の事業の評価が議題になっておりますので、各部局から担当職員が出席をしておりますので、ご報告いたします。

### 3 議 題

(1) 部会の設置について

(2) いわて子どもプラン(次世代育成支援対策推進法による岩手県行動計画)の進捗状況について

(3) その他

○宮野少子化担当課長 それでは、早速ですけれども、3番の議題です。

条例第3条第2項の規定によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、以降の進行につきましては遠山会長によりしくお願しいたいと思います。

○遠山宜哉会長 遠山でございます。本日は、効率よく会議を進行したいと思いま

すので、どうぞご協力をお願いいたします。

それでは、最初の議題ですが、1番、部会の設置についてですが、これについて事務局からのご説明をお願いいたします。

○菅野児童家庭課総括課長 児童家庭課の菅野でございます。

それでは、私から部会の設置につきましてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、資料ナンバー1をお開き願います。子ども・子育て会議につきましては、幼児期の学校教育、保育に関しますことや地域子ども・子育て支援事業の中の放課後児童対策などの健全育成関係、また幼保連携型認定こども園の認可基準など、多岐にわたりまして調査、審議をお願いすることとしております。このため、それぞれの事項、分野を専門的かつ効率的に調査、審議する必要があります。そのため、県子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定に基づきまして、部会を設置するものであります。なお、条例第5条第2項によりまして、部会は会長の指名する委員をもって組織するとされているところでございます。

まず初めに、支援計画部会についてでございますが、岩手県子ども・子育て支援事業支援計画に関します事項を調査、審議していただくため、支援計画部会を設置しようとするものであります。委員につきましては、保育、幼稚園の関係者など10人程度、また開催につきましては来年度から4回程度を予定しております。

次に、今後の部会設置予定についての部分でございますが、今ご説明いたしました子ども・子育て事業支援計画以外に子供の健全育成施策全般に関しますことや、今後国の基準等の提示を受けまして、認定こども園の認可基準等について調査、審議が必要となります。本会議あるいは部会開催のスケジュールなどの関係が、あらかじめ今ご説明をいたしました子ども育成部会、また幼保連携型認定こども園部会につきましてもあらかじめ設置しようとするものであります。

部会の名称につきましては、現在国において検討されている内容等もあるため、「(仮称)」ということでご提案させていただいておりますが、(1)の子ども育成部会につきましては子供の健全な育成全般に関する事項、また(2)の幼保連携型認定こども園部会につきましては認定こども園の設置認可等に関することをそれぞれ調査、審議していただくため設置しようとするものであります。

委員につきましては、2つの部会とも10名程度を予定しているところでございます。

説明につきましては以上でございますが、次の2ページをお開きいただきたいと思ひます。横の資料でございますが、新制度に係ります検討体制ということで図示をしているところでは、左側の大きな囲みでございますが、県子ども・子育て会議、いわゆる親会議ということで位置づけております。そのもとに、先ほどご説明いたしましたように支援計画部会、子ども育成部会、幼保連携型認定こども園部会、3つの部会を設置いたしまして、調査、審議をいただくという予定をしております。

なお、子ども・子育て会議以外の体制で子ども・子育て支援に関する計画等につきましては、右側のところがございますように、ひとり親家庭等自立促進計画、それから家庭的養護推進計画などがございます。また、庁内の検討組織といたしまして、関係部局の検討会議等において検討を行い、相互に情報共有を行いながら子ども・子育て会議にご報告をするというような中身になっております。

本日は、部会の設置ということで、3つの部会についての設置についてお願いするものであり、説明につきましては以上でございます。よろしくお願ひをいたします。

○遠山宜哉会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして質問等お願ひいたします。

「なし」の声

○遠山宜哉会長 では、先に進みます。

それでは、今の3つの部会、取り決めのとおり設置する方向で進めさせていただきますと思ひます。

まず、最初の支援計画部会ですが、これにつきまして先ほどご説明ありましたように会長の指名ということで、条例第5条2項の規定で会長が指名して発足することになっておりますので、こちらからご指名させていただきます。山本委員、晴山委員、五十嵐委員、藤本委員、坂本委員、両川委員、橋本委員、大塚委員、高橋委員、澤口委員にお願ひいたします。本日欠席されていらっしゃる方もおいでですが、事務局のほうからご連絡を申し上げることになりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、そのほかの（仮称）育成部会、それからもう一つ、（仮称）幼保連携型認定こども園部会の委員につきましても、設置を今お認めいただいたのです

が、親会議は頻繁に開催するわけにはまいりませんので、部会開催のスケジュールに併せて、こちらのほうから、私のほうから決めさせていただきまして、またこの場所でご報告するということになろうと思います。次回、7月ということで準備を進めているようですので、そのときにはご報告できるかと思えます。

それでは、議題の2番に参ります。いわて子どもプランの進捗状況について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○菊地児童家庭課主任主査 児童家庭課の菊地と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、私のほうからいわて子どもプランの進捗状況についてご説明申し上げます。まず最初に、委員の皆様の方にお配りしているいわて子どもプランという冊子の方をご覧いただければと思います。表紙のところにもございますけれども、このいわて子どもプランは次世代育成支援対策推進法に基づきます岩手県行動計画として平成22年3月に策定をしております。このいわて子どもプラン、計画期間が平成22年から5年間、来年度、平成26年度までということになっておりまして、毎年度、このプランの進捗状況等につきましては、この子ども会議の前身となります子育てにやさしい環境づくり推進協議会にもご報告申し上げてきたものでございます。

それで、この子どもプランの概要の関係ですが、恐れ入りますが、プラン19ページをお開きいただきたいと思えます。子どもプランの19ページについて、施策体系ということで記載しておりますけれども、この子どもプラン、基本方針といたしまして、男女がともに家庭や子育てに夢を持ち、次代を担う子供たちが健やかに育つ環境づくりという基本方針のもとに3つの施策の基本方向を立てております。若者が家庭や子育てに夢を持てる環境を整備する、子育て家庭を支援する、それから子供の健全育成を支援するというような子どもプラン、基本方針、基本方向に基づきまして施策を展開してきているというものでございます。

恐れ入りますが、資料のほうの資料ナンバー2のほうをご覧いただきたいと思えます。資料ナンバー2、いわて子どもプランの進捗状況についてという資料でございます。まず初め、この子どもプランをとりまく環境といいますか、1番の子どもと家庭をめぐる状況についてというところからご説明申し上げたいと思えます。子ども・子育てをめぐる状況についてということ全部で6項目掲げております

が、まず少子化の状況でございますけれども、平成24年度の出生数は9,276人ということで、前年より34人減少しております。また、合計特殊出生率は、平成23年度は1.41から平成24年度1.44ということで、0.03ポイント増加をしてきているところではありますが、依然として少子化の傾向が続いているというところでございます。

イの結婚の状況についてでございますが、平成24年の平均初婚年齢は、男性が30.2歳、女性が28.5歳ということで上昇傾向にあります。それから、未婚率につきましても10年前と比較いたしまして上昇してきているものでございます。

それから、ウの子育て家庭の状況ということでございますけれども、世帯数につきましては、平成25年10月現在で約51万5,000世帯ということで増加している一方、世帯当たりの人員数は2.51人と減少傾向にあります。こういった核家族化の進行によりまして、子育てを親以外の家族から支援を受けるということが難しい状況になっているというところでございます。

それから、働く女性の割合につきましては年々増加しておりまして、平成22年度では44.8%ということになっておりまして、ここら辺は総じて多様な保育ニーズの対策が求められているというところでございます。

ひとり親家庭の状況ですけれども、平成20年度の数字になりますけれども、1万3,400世帯と増加しておりまして、ひとり親家庭の自立した生活のための支援が必要となっているところでございます。

エの子どもの状況につきましてですが、県に寄せられました児童虐待に関する相談ですが、平成24年度は376件、前年より16件減少してきておりますが、引き続き児童関係機関の緊密な連携によりまして相談支援体制の充実が必要となっているところでございます。

それから、オの震災関連につきましてですけれども、被災児童の状況ですが、被災孤児が94人、被災遺児は488人となっております、こういった被災児童の健全育成のための長期的な支援が必要になっているというところでございます。

また、被災した児童福祉施設は59施設となっております、そのうち施設復旧のための支援が必要な施設は20施設というふうになっております。

それから最後に、カの国の動向につきましてですが、ご案内のとおり、平成24年に子ども・子育て関連3法が公布されて、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大、確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目指すとい

うことで、この子ども・子育て会議も設立されたというところでございます。

めくっていただきまして2ページ、2番のいわて子どもプランの進捗状況の概要につきまして、恐れ入りますが、3ページのA3判の横の資料もあわせてご覧いただければというふうに思います。プランの計画状況を評価する指標や目標値について達成度等を表に記載しているものでございます。

2ページの2番の概要のほうで説明をしてみたいと思いますが、3つの目指す姿、9つの具体的な推進方策、15の政策項目に係る指標を対象といたしまして、達成、おおむね達成、やや遅れ、遅れの区分に基づきまして、総合的に評価を実施しましたところ、いずれもおおむね達成、いわゆる達成度が80%以上の割合がやや遅れ以下の割合を上回るという結果となっております。

なお、点線のほうで囲んでいるところでございますが、この子どもプランの指標、それぞれ27指標あるわけですけれども、達成が12指標、おおむね達成が7指標ということで、指標全体で達成とおおむね達成を合わせると約70%を超える割合ということで、おおむね順調に推移しているということと言えるかなといったところでございます。

なお、3番の課題ですけれども、4項目掲げておりますが、課題の1つ目といたしましては、子ども・子育て支援新制度につきまして、平成27年4月の施行に向けまして準備が円滑に進みますよう、実施主体であります市町村支援の充実を図る必要があります。

周産期医療体制につきましては、妊産婦や医療従事者の負担軽減を図るため、医療機関の機能分担を推進するとともに、ICT等の活用によります連携体制を強化する必要があります。

それから、課題の3つ目ですけれども、子供の健全育成につきましては、東日本大震災津波によります被災孤児、遺児の健全な育成を支援するとともに、中長期にわたりまして被災児童の心のケアに取り組む必要があります。

課題の4つ目ですけれども、子育て家庭への支援につきましては、増加傾向にありますひとり親家庭が就職や自立に向けた生活ができるよう、母子自立支援プログラムの利用などの支援をしていく必要がありますということでございます。

4番の今後の方向でございますけれども、3番の課題に対応するような形で整理しておりますけれども、まず1つ目といたしましては、子ども・子育て支援新制度

につきましては、市町村に対しまして引き続き必要な助言、それから支援を実施するという事とともに、県といたしましても今後子育て当事者のご意見、あと子ども・子育て会議等のご意見をいただきながら、県の計画を26年度中に策定いたします。

周産期医療体制につきましては、周産期医療情報ネットワークへの加入促進に引き続き取り組みますとともに、ネットワークを活用した市町村と医療機関の連携や医療機関間による画像診断連携等を推進していくこととしております。

それから、方向性の3つ目ですけれども、子供の健全育成につきましては、被災孤児、遺児に対しまして、児童相談所による訪問活動、あるいは各種支援制度の周知を図るということとともに、いわてこどもケアセンターを継続して設置いたしまして、中長期にわたりまして被災児童の心のケアに取り組むこととしております。

それから、子育て家庭への支援につきましては、ひとり親家庭に対しまして母子自立支援プログラムの利用が促進されますように、各種会議などにおきまして周知を図るなど、市町村に対して働きかけ等を行うとしております。

このように、県では以上のような状況を踏まえまして、男女がともに家庭や子育てに夢を持ち、次世代を担う子供たちが健やかに育つ環境づくりを目指しまして、若者が家庭や子育てに夢を持てる環境の整備、子育て家庭の支援、子供の健全育成の支援の3つの基本方向によりまして施策を実施してきたところでございます。

最後、簡単に4ページをお開きいただきたいと思います。今年度の子どもプランの関連事業の表でございます。主な事業について簡単に説明させていただきたいと思います。4ページのまずナンバーの6番というところですが、事業名のところをご覧いただければと思いますが、子育て応援推進事業ということで、これは社会全体で子育て支援を行う意識の啓発、あるいは機運の醸成を図るということを目的に、子育て応援の店とか、あるいは子育てにやさしい企業認証、表彰などを実施する事業でございます。

それから、一番下の20番、特定不妊治療費助成事業ですけれども、これは不妊治療費の自己負担額の一部を助成する事業となっております。

めくっていただきまして5ページでございますが、27番、子育て支援対策臨時特例事業費でございますけれども、これは保育所整備の促進などに対する支援を図る

事業でございます。

その下の28番、保育対策等促進事業費でございますが、延長保育、休日保育、病児、病後児保育などさまざまな保育サービスの充実に向けた支援、それから事業ということでございます。

それから、30番の認定こども園整備事業費補助でございますが、これは認定こども園の整備に要する費用の一部を補助しようというもので、今年度は2園が整備中という形になっております。

それから、38番、母子家庭等セルフサポート事業でございますが、これは母子家庭等の経済的自立を促進するために就業相談とか、あるいは就業に関する資格取得に係る支援を行う事業でございます。

最後に、6ページでございますが、一番上の45番ですけれども、児童虐待防止対策強化事業ということで、オレンジリボンキャンペーンの実施とか、あるいは児童相談所及び市町村職員の資質向上を図るための研修事業等を行う事業でございます。

主要な関連事業につきましては、以上で説明を終わらせていただきます。

○遠山宜哉会長 ありがとうございます。ただいまプランの進捗状況についてご説明いただきましたけれども、委員の皆様の方から何か質問はございませんでしょうか。広く関係事業について説明いただいたと思いますけれども、ご質問等、よろしゅうございますか。

「なし」の声

○遠山宜哉会長 それでは、特にご質問ございませんようですので、次に参ります。

議題の3のその他となっております。皆様から何かございますでしょうか。事務局から何かございますか。

○宮野少子化担当課長 ありません。

○遠山宜哉会長 よろしゅうございますか。

「なし」の声

#### 4 その他

- (1) 子ども・子育て支援新制度に関する検討状況について（内閣府）
- (2) 家庭的擁護推進計画及び県推進計画について
- (3) 東日本大震災津波による被災児童の状況について
- (4) 岩手県保育士・保育所支援センターの設置について

○遠山宜哉会長 それでは、大きな4番、その他というところに入ります。

4つございますけれども、これ以降、続けて一括して事務局のほうからご説明をいたさうと思っております。よろしくお願ひいたします。

○宮野少子化担当課長 それでは、1つ目の子ども・子育て支援新制度に関する検討状況につきましてご説明いたします。

お手元に配付しております資料ナンバー3のほうをご準備いただきたいと思います。これは、内閣府のほうで配付資料ということで出ていたものです。新制度につきましては、大変中身が広範にわたります、1つの項目だけでも大変細かい内容となっております。

これは、次のページをお開きいただきたいと思いますけれども、大変コンパクトにこれまでの検討状況についてまとめてある資料で、皆様のほうに進行状況の情報提供にいい資料かなということで、これに基づきまして簡単にご説明させていただきますと思います。

冒頭の挨拶にございましたとおり、年度末に向けて、ただいま国のほうでおおむね月に1回のペースで子ども・子育て会議ですとか、基準検討部会にお諮りして、今取りまとめの作業等、ちょっと忙しい段階になっているかと思っております。

資料の小さい右の下のほうのページでご説明いたします。3ページのほうをお開きいただきます。1月15日で11回目とか12回目で終了しておりますけれども、1月の下旬にももう一回国のほうでは開催しております。最新のものは、1月29日の会議をもって閉会になっておりました。

それから、国のほうの取りまとめ事項につきましては、4ページのほうにありますけれども、基本指針から公定価格まで、大きくは7項目について現在基本がこれを中心に進められております。基本指針につきましては、第1回目の子ども会議の

席上では、両面のコピーでかなり分厚い資料をつくりまして、おおむねの案ということで皆様のほうにも配付させていただきましたけれども、間もなくおおむねの案の「案」は取れるというようなところまで検討されているというふうに伺っております。

それから、詳細につきましては、下のほうの5ページ、それから事業計画の内容として、6ページから8ページまでが関連のところになっております。

市町村のほうでも今保育の事業のほうの取りまとめ中です。最初の予定では、本当は3月で大体粗々の仕上がりができるといいかなと思っておりましてけれども、今若干作業が後れているような状況で、4月の中旬にはまとめられたものが出るのかなというふうなところまでいっております。

8ページ目にあります需給調整の仕組みということがありますけれども、これにつきましては今計画をつくるために、子育て家庭に対して市町村のほうで調査をやっているわけですが、その調査に基づいて量の見込みが出されます。これに対して、新年度以降については、こういうふうにして認可を目指していくかというような作業が始まります。

需給調整につきましては、基本的には需要のほうが多ければ原則認可、逆であれば認可しないことができるというふうな仕組みになっておりますけれども、現行では認定こども園への移行を促進するためには、計画地に達成するまでは認可をするというような方針で検討されているというふうに伺っております。

それから、2つ目の保育の必要性の認定につきましては、これについては、計画については来年度上半期9月をめどに立てられるわけですが、後半については各家庭のほうから市町村に、例えば保育所、それから市町村のほうの事業に応じたいといった場合については、まずは市町村が保護者から申請を受け付けて、客観的な基準に基づいて保育の必要性を認定した上で、必要なサービスが受けられるという、そういうふうに支給が変わってございます。

事由というところで、現在は例えば保育所ですと保育に欠ける状態というのが決まって、きちんとなっておりますけれども、その事由のところは保育の必要性の事由ということで、アンダーラインが引いてあるところは追加で幅広に対象になるというような方向になっております。ただ、サービス基盤のところではなくて、認定には値するのだけれども、実際にどのぐらい行き渡るかというあたりは、やはり優

先順位をつけてというふうにならざるを得ない状況もあるのかと思いますけれども、今の基本的な検討の方向性としては、幅広く就労でもパートタイムなども認めますとか、求職活動、就学、DV、その他増えるような方向で検討されております。

それから、次の10ページ以降ですけれども、確認制度というのが11ページにあります。これは何かというと、認可、認定を受けた後に給付を受けるために、財政的な支援を受けるために、そこがふさわしい対象となる施設ですということ由市町村のほうが確認をするという作業があります。あわせて、事業者につきましては、当然運営基準を遵守するということとともに、どういう施設なのかということの情報を公表しなければならないということになります。どういうことが基準になるのか、公表になるかということにつきましては、11ページ、12ページに記載のとおりでございます。

それから、幼保連携型認定こども園の認可基準につきましては、新しい幼保連携型認定こども園については、今国のほうでは基準をどうしようかというあたりを取りまとめ中、大体方向性は見えてはいるのですけれども、まず国のほうで従うべき基準ですとか参酌する基準ということで、年度末ぐらいには政省令が出て、それを受けて皆様のほうからご承認いただきました認定こども園の部会で、全国で政省令が作業の基本となることなのですけれども、そういったものを見ながら条例化していくということになります。設置基準が決まれば、あと年度の後半については、実際に認可をするための準備ということで、部会で諮っていくというような流れになります。

それから、5番目の地域型保育事業に関しては、幼稚園ですとか保育所、認定こども園以外で、地域の実情にあった事業を、今までもあった事業もあるのですけれども、財政的に非常に厚くなる予定になっておりまして、例えば小規模とか事業で対応できるようになったり、こういった柔軟な制度になる予定になっております。基準の内容につきましては、16ページ、17ページに記載してございます。

それからあと、18ページなのですけれども、6つ目の地域子ども・子育て支援事業と、これは13項目あります。今までに余りなかったところでございます、利用者支援事業と、18ページの①にありますけれども、皆様は聞いたことがあるかなと思いますけれども、横浜市で何百人もいる待機児童を解消したというような取り組みがすごく目立った取り組みとして、保育コンシェルジュと、サービス

を受けたい方と、あと地域にあるサービスを結びつけるというような事業者に対しての支援を強化していくというふうな事業とか、いろんな項目になっております。利用者支援につきましては19ページに記載しているとおりでございます。

それから、一時預かり事業も、20ページですけれども、従来どおりあるのですけれども、これとちょっと組みかえなどをしながら、選択肢がふえた形で事業の選択になっていこうかと思えます。

それから、21ページ、放課後児童クラブの基準につきましては、報告書の概要ということで、方向性としては、従うべき基準としては研修を受講した者が児童の遊びを指導する者として遵守するべきもの、それから員数としては2人以上配置し、うち1人は有資格者というような方向性でまとめられている途中でございます。

それからあと、22ページにつきましては公定価格の概要ということで、ここら辺は本当にこれから、お金に関係することで、保育の量と質にかわるものということで、今国のほうではすごく吟味して検討しているところになります。保育所ですとか、あと幼稚園、ですとか認定こども園、これは大きく施設型給付になりますし、先ほどの小規模保育などは地域型保育事業になりますし、そういったものについて、保育単価とって実際にどのぐらい必要となる経費をどのような形で積んでいくかというあたりの議論を今盛んにやっているところでございます。

あと、24ページ、25ページにつきましては、公定価格の検討スケジュールになっておりますけれども、4月から6月ころに骨格、仮の単価の提示がありますということと、しつぽが決まっておりますして、10月以降については保育所の入所手続を開始という、幼稚園も園児の募集が始まるということで、この辺は本当に移行をどうするかという方にも考え方というものとしてすごく注目して見ているところでございます。

最後のページにつきましては、保育緊急確保事業と、これは国のほうで新たに支援制度へ移行するために、小規模保育ですとか施設型給付の方は保育給付に関する対応事業で先導的に支援ということで、流れ的には施設型給付に対応する事業等と、右のほうの地域子ども・子育て支援事業に移行する事業ということで、大変項目が多いのですが、以下のとおりの区分けで、これは市町村のほうで、ただいま県とも少しやりとりしながら、今後やっていくべき中身になっております。

ということで、本当はすごく細かい内容なのですけれども、まず今の段階として

は25年度取りまとめに向けて、政省令の制定に向けて国のほうでは今までの子ども会議、これが基準検討部会で議論された内容について出てくるということ、来年度前半については公定価格のほうの結論が出て、計画を立てながら受給者の認定、それから保護者の申請を受け付けて、27年4月からの新制度への移行に向けて県・市町村努力しながら取り組んでいこうというような中身になっております。

それから、もう一つ、私のほうからその他の（４）、岩手県保育士・保育所支援センターの設置についてということでご紹介させていただきたいのですが、皆様のお手元にピンクのリーフレットをお配りしております。これは何かといいますと、保育所で働く保育士さんが全然足りないという問題がございます。これに向けて対応するために、結局は保育士の資格を持つてはいるのだけれども、他の業種で働いていたり、あとは特に働いていないけれども将来的には働きたいとか、今働きたいとか、そういった方を対象に、事業所と、それから働きたい方のマッチング、そういった研修して、今働いている方が辞めないようにしていくそういった業務をやっている。実際の場所を岩手県社会福祉協議会のふれあいランドの中に福祉人材センターというところがあるのですけれども、その一面に保育士・保育所支援センターということでさせていただきまして、専門のコーディネーターの方を置いております。

開設は10月1日ということで、実際にもう現在保育士の方にダイレクトメールということで一応お手紙差し上げて、希望する方には登録をしていただいて、事業所のほうにも保育士保育所支援センターに送付いただいて、コーディネーターがマッチングしていくというような取り組みをやっております。これは、保育士確保対策ということで、今年度新たにこういった内容になっておりますので、ご紹介させていただきたいと思っております。

それから、ちょっと私のほうから最後になりますけれども、資料の後ろの条例の用紙の前のページに、最後に1枚物で両面コピーしておりますけれども、右肩に（参考資料）ということで書いてございます。平成26年度の組織体制及び主要事業についてということで、1つ目は、既に新聞にも出たと思っておりますので、ご存じの方はいらっしゃるかなと思っておりますけれども、今回の異動についてですけれども、子ども・子育て支援新制度を着実に推進する等の目的で、児童家庭課から「子ども子育て支援課」に名称が変更になります。

それにあわせて、現在認定こども園につきましては、総務部の法務学事課で所管しておりますけれども、今言ったように施設型給付ですとか、子供関係の施設の窓口ということで、認定こども園の事務も当課に移管になります。4月以降はやっていくというような状況になろうかと思えます。

それから、2つ目の子育て支援に関連する主要事業ということで、参考までにちょっと裏面のほう、ここでは保健福祉部内ということで、主な事業ということで記載しております。ご覧いただければと思えます。

○高橋健全育成担当課長 それでは、引き続きまして、私は健全育成担当課長の高橋と申します。よろしくお願ひいたします。

私のほうからは、資料ナンバー4、資料ナンバー5、こちらのほうの家庭的養護推進計画及び県推進計画についてというものと東日本大震災に関する被災児童の状況について、この2点についてご説明させていただきます。

最初に、資料ナンバー4でございます。こちらにつきましては、家庭的養護推進計画と申しましても、なかなか耳慣れない言葉と思えますけれども、親を失った、あるいは親の監護が適当でないといったような要保護児童と申しますけれども、こういった児童につきましては乳児院であるとか、里親さんに委託するといったかたちで措置をとってございます。そういった中で、児童の環境を家庭的に変えていこうというのが家庭的養護推進計画となっているものです。

資料の中で資料ナンバー1の2枚目、先ほどご覧いただきました検討体制の図をご覧いただきたいと存じます。右側のほうに報告というところになりますが、子ども・子育て会議以外の体制での検討を予定している子ども関係の計画ということで、四角の枠のところにはひとり親家庭等自立促進計画、家庭的養護推進計画、こちらの要旨の部分が将来的に子ども・子育て会議に報告するというような現在検討しているところですが、概要について報告するという趣旨でございます。

もう一つのひとり親家庭のほうは、現在実態調査を実施しております。先ほど平成20年1万3,000世帯と説明ございましたけれども、平成25年度として実態調査をしている、この後都道府県計画を策定することとしております。

それでは、資料ナンバー4のほうに戻っていただいて1、計画策定の背景でございますが、平成23年に遡りますけれども、厚生労働省の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会のところで将来像というものをとりまとめました。全国で施設

が9割、里親が1割というような現状に対しまして、施設を2つに分けて、施設の本体施設、グループホーム、里親、この3つずつ、それぞれ3分の1にするように、将来というのは15年後なんですけれども、15年後こういった形になるように施策を進めていこうということでございます。

岩手県におきましては、9割1割というよりは8割、2割位の比率になっておりまして、各県それぞれ違うものですから、2番のところで県推進計画の策定についてということで平成26年度中にこういった計画を立ててほしいというような話になっております。これを受けまして、当県では9月に計画を立てるというスケジュールを予定しています。具体的な内容は、箱書きの中にございますように、まず施設のほうで改修対応しなさいということで、児童一人一人の部屋がなかったわけでございますけれども、たとえばユニット制にして家庭のようなグループホームのような児童を優先するような変更をしております。こうした計画でこれらを全体として統合してあるいは調整した上で県における家庭的養護推進計画を立てるというようになっております。先程申し上げたとおり、子ども・子育て計画、こちらのほうに要旨を盛り込むというふうになっております。

検討体制は、ご覧のような県、児童養護施設、里親会、児童相談所等からなる別の組織をつくりまして、現在検討しております。

計画骨子は、現状と将来推計について、こちらは現状分析過去から現在までにつきまして、15年後にどういう姿になっているか、どれくらいの施設別の措置の状況になるかを分析いたしてございます。

児童養護の課題と小規模化・家庭的養護推進に係る将来像ということで、岩手県では3分の1ずつという目標をどのように実現していくのかといったようなことを相談しております。スケジュールですけれども※印にありますけれども、1月17日に第1回会議を開催、3月に2回目を開催予定としており、子ども・子育て会議のほうにも、中間案を付議することとしています。

続きまして、東日本大震災津波による被災児童の状況についてであります、

先ほど申し上げたとおり、被災遺児孤児両親を亡くした子供、片親を亡くした子供、孤児94名、遺児が488名ございました。表にございますとおり、里親、親族離父母、こちらのほうでほとんどの子どもたちを預かっているということになっております。里親と書いているけれども、血縁関係がある親族には遠いなということ

で、親族よりは里親になっているということもあります。

2番目として子どものこころのケアセンターの設置運営でございます。被災の3カ月後平成23年6月から、宮古、釜石、気仙の3地域に子どものこころのケアセンターというものを設置いたしまして、児童精神科医を派遣しまして、こころのケアを実施し、25年の5月には3地域に加えまして、中長期にわたって児童の精神のケアを担います全県的な拠点施設としまして、いわてこどもケアセンター、こちらを設置いたしました。

こちらのセンターには、児童精神科医、臨床心理士等の専門スタッフを配置しまして、沿岸地域にも継続的に医師を派遣しているところです。実施経過ですけれども、延べ数というところ、23年度は287名でしたけれども、今年度は1月現在で1,513人ということになってございますし、一番右の欄ですが、1人平均利用回数ということで、2.6回から6.5回というふうになってございます。

年代別利用児童数でございますが、こちら当初未就学児、小学生、こちらの利用が6割を超えてございましたけれども、期間が継続するに従いましてさまざまな事例がありまして、その構成というのが変わってきたということがあります。

3としまして、親族里親等への支援ということで、児童相談所が親族里親さんを訪問して、そのほかに里親会さんに委託しまして、里親サロンといったようなものを各地域で毎月開いていただいて児童の養育方法の話をしたり研修交流会を実施しています。

4番、ページをめくっていただきまして、ひとり親家庭支援事業のということで、釜石、宮古、大船渡の3か所に遺児家庭支援専門員を配置してございます。遺児の方々にさまざまな支援が民間を含めてございますけれども、そういった情報を市町村と連携しながら訪問、電話による周知をしてございます。

最後に5番、遊びの提供等による支援です。被災地の子供たちに校庭がない、遊び場がないという問題がございましたので、この囲みにありますように、健全育成事業ということで、子供の遊び場の設置、バス遠足、芸術鑑賞、下のほうは子育て支援事業として保育士支援とか親子支援をしております。

最後に、いわて子どもの森による被災地訪問して、「いわて子ども遊び隊」を組織して、岩手県社会福祉協議会と連携実施されている事業ですけれども、こういった活動と一緒に実施しまして、より子どもたちのケアをしていきます。

以上、2点ご説明申し上げました。

○遠山宜哉会長 ありがとうございます。

大きなその他としまして、事務局のほうから4件についてご説明いただきました。皆様のほうから何かご質問等ございますでしょうか。

○藤本達也委員 保育協議会の藤本です。県のほうから一通りの説明を受けてきましたけれども、ひとり親家庭や東日本大震災による被災児童の里親さんのこともあるんですけれども、ほかにも例えば親御さんが外国人であるとか、多胎児で双子さん、三つ子さん、四つ子さんのような家庭とか、それから障害者を子供さんに持っている、障害児の子供さんのいる家庭ということもちょっと視野に入れていただき全ての子供たちの最善の利益のためにこの会議があるところですが、そういう方たちのことも視野に入れた活動をしてほしいなというふうに思っています。

質問ではなくて、お願いというか、1点でした。

○遠山宜哉会長 ありがとうございます。

いかがでございますか。

○菅野総括課長 ご意見ありがとうございます。今藤本委員さんお話をされたように、今度策定をいたします県の子ども・子育て支援事業支援計画におきましては、今おっしゃられたようなことですか、あるいは課題、それからおっしゃるような全ての子供たちの最善の利益を守っていくというふうな観点での方策を進みなさいということで計画を進めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○遠山宜哉会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○連合岩手 八幡事務局長 本日は代理出席させていただきました。岩手県保育士・保育所支援センターというのがあるのを知らなくて、要はどのぐらいの保育士さんが今後不足していくのか。現在でも厳しいのでその辺がわかれば教えてほしいのと、今、介護の人材の不足しているということでいろいろ対策が講じられているけれども、今後やっぱり保育士さんが確保できないと、幾らこういう計画をつくっても実態的に運営が困難になることが想定されますので、センターで人材確保していただきたいと思うわけですが、どういう方向性で持っていったらいいと考えているか、その辺もしわかれば教えてください。

以上です。

○遠山宜哉会長 実態と方向性ということです。お願いします。

○菅野児童家庭課総括課長 保育士の確保関係でございますけれども、いわゆる不足している数値ですが県におきましては昨年の6月から7月にかけて、県内の保育所を対象にアンケート調査を行ったわけでございます。その結果、保育士が不足しているとお答えをいただいた数は、現に保育士確保が難しいとした保育所が全体の4割ございました。そのために、定員を満たすことができないといったような課題、あるいはそのために待機児童が増加しているというふうな状況がございました。そういったことから、先ほどご説明をいたしました保育士・保育所支援センターを設置いたしまして、潜在保育士等の掘り起こしを行うとともに、再就職へつなげると。さらには、継続して働いていただくということで支援を強化したところでございます。

もう一つの課題といたしましては、保育士さん方の待遇面が低いといったような実態がございましたので、これにつきましても保育士さん方の給料等の改善に取り組む民間の保育士、保育所に対しまして資金を交付することにより待遇の改善を図っていくということでございます。これらにつきましても、今年度におきましても引き続き行っていくということで予定をしておりますし、そういった取り組みとあわせまして、岩手労働局さんですとかハローワークさん、さらには県内の保育士等の養成校と連絡協議会を設置をいたしまして、情報交換等を行うとともに、いわゆる採用する側、あるいは養成校側とのそれぞれ今さまざまなミスマッチと申しますか、例えば採用の時期ですとか、あるいは待遇面ですとか、さまざま課題がございますので、そういった課題などにつきましても解決が図られるように、意見交換等を行いながら保育士の人材確保に努めていきたいということで考えているところでございます。

○遠山宜哉会長 よろしゅうございますか。

保育士の現状と、これからの方向性について、それのお話がありました。いかがですか。

中村委員さん。

○中村美喜子委員 日本保育協会岩手県支部の中村と申します。子供たちのそばにいる者としてこれを申し上げておきたいのですが、子供にとって延長保育、病児保育、それから休日保育、果たしてこれが子育て世帯に非常に必要であ

り、また今強化したという部分ではないと思うのですけれども、それを受ける子供の気持ちということを考えたときに、心が痛むということがたくさんあります。そしてそういった子供たちがこれからの次世代を育てていくというときに、親と子のきずなみたいな部分でどうなのかなと思います。諸外国では、病児保育とか延長保育という制度はないと、日本でこれをなくしようというのは無理な話だと思いますけれども、子供の心を見つめた、本当に子供に優しい支援をするのであれば、そういう部分も視野に入れながら、何年間かかっても企業とか、そういう方々の努力も得ながら、そういうことをしなくても子育てが楽しめて、子供も円滑に成長ができるようにしていただければいいなというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○遠山宜哉会長 実態を踏まえてのご意見でございました。

何かございますか。

○菅野児童家庭課総括課長 大変貴重なご意見ありがとうございました。いわゆる保育サイドにいらっしゃる中村委員さんからの貴重なご意見だというふうに理解をいたしました。

この子ども・子育て支援計画の策定に当たりましては、こういったさまざまなお立場の皆様からさまざまなご意見を頂戴しながら、子供たちの最善の利益、こういったものを守るための計画をしていく、こういった計画を立てていくということだろーと思っておりますので、皆様からも本当にさまざまなご意見を頂戴しながら、一つ一つこういうものも反映できるような形で、計画としても策定ということで検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

○遠山宜哉会長 よろしゅうございますか。

ほかにございますか。

「なし」の声

○遠山宜哉会長 それでは、大体ご意見も出尽くしたようですので、これで議事は終わりたいと思います。皆さん進行にご協力ありがとうございました。

最後に、浅沼副部長さんから今日の協議におきまして、一言いただければと思います。

○浅沼保健福祉部副部長 本日はどうもありがとうございました。

コメントというほどのことではないのですが、私なりに先ほど来から頭の整理をしております、今この子ども・子育てを取り巻く状況、大きく3つに区分できるのかなど、取り組むべき課題として考えたところです。1つ目は、従来から言われてきている考え、先ほども人材不足の問題とかございました。保育士の処遇改善の問題とか、従来から言われている問題があったところに加えて、本県の場合には、2つ目になりますが、東日本大震災津波発生に伴います課題、これは先ほども被災児童の関係のお話いただきました。私どもやっております子どもケアセンターの対応の話もありますし、実際に被災地の保育所のハード面の整備というのも今大きな課題になってきています。それに加えて、今回の今日説明させていただきました3つ目でありますが、子ども・子育て新制度への対応という部分が入ってきているというふうに思っています。

そういう意味では、制度の置かれていた非常に課題が山積しているところに制度の大転換期が訪れたというふうに私も捉えております。非常に危機感が強いというふうにご理解をいただきたいと思えます。

ただ、これからの対応というのは、行政のみでとてもできるものではございません。各位いろいろな方々のご意見聞きながら取り組みたいと考えておりますし、何よりも子ども・子育て会議が中心となる組織だと私どもも思ってきてございます。

本日3部会の設置ということにつきましてご了解をいただきました。3部会そのものの部会としての活動は、新年度に入ってからになるかと思えますけれども、委員の皆様にはさらに重ねていろいろご意見を頂戴することになろうかと思えますので、何とぞよろしくお願いをしたいというふうに思っております。

なお、県のほうの体制という部分につきましても、先ほど事務局より説明申しましたけれども、担当課の名称を変更するというのもそうですが、従前2つの部にまたがっておりました認定こども園の業務を一元化し、あわせまして体制も若干ではあります、強化していきたいというふうに考えております。この辺につきましてもご理解をいただきたいというふうに思っています。

いずれまた重ね重ねこれからお願いすることは、大変恐縮ですが、幅広く皆様からいろんな面でご意見を伺いながら私ども取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、今後とも何とぞよろしくお願いをいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

## 5 開 会

○宮野少子化担当課長 それでは、さまざまご議論いただきまして、大変今日はありがとうございました。

次回の開会の予定につきましては、部会の開催、議論などを加えまして、おおむね7月ぐらいに開催したいなと思っております。日程決まりましたら、早めにご連絡したいと思いますので、その際はどうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして平成25年度第2回岩手県子ども・子育て会議のほうを終了させていただきます。大変ありがとうございました。